みずほビジネス WEB 利用規定

第１条　みずほビジネス WEB の内容等
１．サービスの内容
　この規定でいう「みずほビジネス WEB（以下「本サービス」といいます）」とは、当行に対し「みずほビジネス WEB 申込書」による申込手続を完了した方またはウェブ上の「みずほビジネス WEB お申込フォーム」（以下「申込フォーム」といいます）への入力および「電子印影アプリ」による届出印の印影の提出による申込手続を完了した方（以下、併せて「契約者」といいます）が、当行との取引に関するデータを契約者のパソコン等（以下「使用端末」といいます）からインターネット等のオープンネットワークを介して通信回線により授受するサービスをいいます。
２．サービス申込
（1）本サービスの利用申込にあたっては、本規定および関連規定の内容を承認の上、申込書に必要事項を記入し、当行に提出する、または、ウェブ上の「みずほビジネス WEB お申込フォーム」（以下「申込フォーム」といいます）に必要事項を入力するとともに「電子印影アプリ」によりオンラインで届出印の印影を提出するものとします。
（2）当行は、申込時およびご利用期間中に事業内容、取引目的等、当行が指定する情報（以下、総称して「契約者情報等」といいます。）に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、契約者情報等に変更があった場合、変更が予定されている場合、速やかに当行に届け出てください。
（3）非居住者は利用申込を行うことはできません。
（4）申込書の「届出印」欄に付された印影もしくは署名または申込フォームの入力とともに「電子印影アプリ」により提出された印影が、今後作成される本サービスに関する書類に付された場合、その書類は本サービスに係る契約者の意思を表示したものとして取り扱い、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
３．本人確認手段
（1）本サービスには、サービスをご利用いただく際の認証方法に「ID･パスワード＋ワンタイムパスワード方式」、「ID･パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。
　①ID･パスワード＋ワンタイムパスワード方式
　　ログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードの利用により契約者ご本人であることを確認する方式
　②ID･パスワード方式
　　ログイン ID およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
　③電子証明書方式
　　ログインパスワードおよび電子証明書（当該電子証明書内のログイン ID を含みます。）により契約者ご本人であることを確認する方式
（2）本サービスのご利用にあたっては、照会用暗証番号、振込振替暗証番号、取引実行パスワード、その他必要な事項を当行に届出てください。
（3）初回ご利用時に、申込口座、照会用暗証番号を入力していただき、当行が受信した申込口座、照会用暗証番号と届出の申込口座、照会用暗証番号との一致を確認した場合は、送信者を契約者本人とみなし、ログイン ID、ログインパスワードを取得していただきます。
（4）「電子証明書方式」をお申込の場合には、当行が発行する電子証明書を契約者の使用端末にインストールしていただきます。(「ID･パスワード＋ワンタイムパスワード方式」または「ID･パスワード方式」をお申込の場合は不要です。「電子証明書方式」では、電子証明書をインストールする際、前号で取得したログイン ID が必要となります。)
　①電子証明書は発行後 1 年間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に電子証明書の更新を行なってください。なお、当行はお客さまに事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
　②本契約が解約された場合、電子証明書は無効となります。
（5）以降の取引においては、当行は、受信したログイン ID、ワンタイムパスワード（「ID･パスワード＋ワンタイムパスワード方式」ご利用の場合）、電子証明書（「電子証明書方式」ご利用の場合）、ログインパスワード、照会用暗証番号、振込振替暗証番号、取引実行パスワード（以下、総称して「本人確認情報」といいます）と届出の本人確認情報の一致を本規定にしたがって確認することにより本人確認を行ないます。
（6）当行は、本人確認情報の一致を確認して取扱いましたうえは、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん･盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。本人確認情報は、第三者に知られたり盗難されないよう契約者ご本人が厳重に管理するものとします。
（7）本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当行に届出るものとします。当行は本サービスの利用を停止します。
（8）前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
（9）電子証明書をインストールした使用端末を譲渡、破棄する場合、契約者が事前に電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害につきましては、当行は責任を負いません。使用端末の譲渡、破棄により新しい使用端末を使用する場合は、電子証明書を再インストールしてください。
（10）契約者が届出と異なる本人確認情報の入力を、当行所定の回数以上を連続して行なったときは、当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用再開にあたっては、当行所定の方法により当行に届出てください。
４．手数料
（1）本サービスの利用にあたっては、基本手数料をいただきます。また、振込・振替の受付にあたっては振込手数料、個人住民税の納付にあたっては当行所定の手数料をいただきます。ただし、振込手数料の支払いについては、当行が認める場合において当行所定の日に一括して引落す方法によることができます。
（2）①取扱手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手、またはカードの提出を受けることなく、あらかじめ利用者が指定した手数料引落口座から自動的に引き落とします。また、領収書等は発行しないものとします。
　②利用申込みにより本サービスを利用することができることなった日が属する月、または、本サービスが解約された日が属する月にかかる月額使用料の金額は当行所定の金額とし、日割り計算は行わないものとします。
（3）振込・振替の依頼内容変更・組戻しにあたっては当行所定の手数料をいただきます。
（4）当行は、基本手数料その他本サービス利用にかかる手数料を、契約者に事前に通知することなく変更または新設することがあります。
５．サービスの取扱時間
　本サービスの取扱時間は当行が別途定める時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなく取扱時間を変更する場合があります。
６．サービス種類・内容の変更
　この契約におけるサービス種類・内容は当行の都合で変更されることがあります。
第２条　提供サービス
１．照会サービス
（1）照会サービスの内容
　照会サービスとは、契約者からの使用端末による依頼にもとづき、あらかじめ指定された照会対象預金口座の入出金明細等の口座情報を照会できるサービスです。
（2）照会サービスの受付等
　①照会サービスを利用する場合は、当行の定める操作マニュアルに記載の操作手順にもとづいて、必要項目を使用端末より入力してください。
　②当行がすでに応答した内容について、振込依頼人からの訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、その内容を変更または取消しいたします。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
２．振込・振替サービス
（1）振込・振替サービスの内容
　振込・振替サービスとは、使用端末による、次の振込・振替取引を行なう場合に利用できるサービスです。
　①依頼日当日に、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下「振込・振替資金」といいます。）を引落としのうえ、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引
　②依頼日の翌営業日以後 1 カ月以内の営業日で契約者が指定する日（以下「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ、入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下「振込・振替予約」といいます。）
（2）前項における入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届出る方式（以下「事前登録方式」といいます。）または、都度契約者が指定する方式（以下「都度指定方式」といいます。）により行います。
（3）振込・振替取引は、次の各号の区分により取扱います。
　①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合には、「振込」として取扱います。
　②支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。
（4）振込・振替取引の依頼
　①振込・振替サービスによる 1 日あたり 1 件あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。)は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は事前登録方式の場合は 10 億円未満、都度指定方式の場合は 1 億円未満とします。また事業内容、取引目的等を確認の上、当行が別途定める金額の範囲内とすることがあります。
　②振込・振替サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、支払指定口座の選択、入金指定口座の登録番号（都度指定方式のときは、入金指定口座のある金融機関コード、店番号、および当該口座の名義、科目コード、口座番号）、振込・振替金額、暗証番号等その他の所定の事項の入力を、使用端末より行ってください。当行は、指定された事項を依頼内容とします。
　③当行が受信した暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを使用端末より入力してください。
（5）振込・振替契約の成立等
　①依頼内容は、当行が受信した暗証暗号と届出の暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。
　②依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に発信しますので、確認してください。回線障害、通信の不通等により取扱いが中断した場合やこの通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
　③当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日）に、振込・振替資金、振込手数料（第１条３.(1)ただし書きの方法により支払うものを除きます。)(以下「振込・振替資金等」といいます。)を、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、支払指定口座から自動的に引落します。また、領収書等は発行しないものとします。
　④振込・振替契約は、前項に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落した時に成立するものとします。
　⑤以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスのお取扱いはできません。
　　ア．支払指定口座が解約済のとき
　　イ．振込または振替の受付時（振込・振替予約の場合は振込・振替指定日の前日）に、振込・振替資金等の金額が支払指定口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）をこえるとき
　　ウ．契約者から支払指定口座の支払停止等の届出があり、それにもとづき当行が左記手続を行ったとき
　　エ．支払指定口座に対し、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
　　オ．やむを得ない事情があり、当行が支払指定口座からの支払を不適当と認めたとき
　　カ．振替取引において、入金指定口座が解約済のとき
　　キ．その他当行が振込・振替サービスを停止すべきと判断する事由が生じたとき
　⑥前項により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。
　⑦振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。
（6）振込・振替依頼内容の変更・組戻し
　①振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関、店舗名または振込金額を変更する場合には、次項に規定する組戻しの手続により取扱います。
　　ア．訂正の依頼にあたっては、「振込組戻･変更依頼書」に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章（以下「届出の印章」といいます。)により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
　　イ．当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
　②振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
　　ア．組戻しの依頼にあたっては、「振込組戻･変更依頼書」に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
　　イ．当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
　　ウ．組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受ける場合には、「送金・振込組戻代り金受取証」に届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
　③前 2 号の場合において、振込先の金融機関が すでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
　④振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取消はできません。
（7）振込・振替依頼内容の取消
　①振込・振替予約の場合には、依頼の取消の取扱いについては、本条２.(6)に規定する方法のほか、振込・振替指定日の前営業日前までに限り、使用端末により行うことができます。
　②前項の使用端末からの依頼の取消の取扱いについては、本条２.(5)①および本条２.(5)②の規定を準用します。
（8）取引内容の確認
　①振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、当行の定める操作マニュアルに記載の操作手順にもとづいて、使用端末により照会することができます。
　②振込・振替サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨をお取引店に連絡してください。
　③契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。
３．一括伝送サービス
（1）一括伝送サービスの内容
　一括伝送サービスとは、使用端末により総合振込の依頼ができるサービスです。
　①総合振込の振込指定口座
　　契約者は、振込を依頼するにあたっては、事前に振込指定口座の確認を行うものとします。ただし、確認に際して必要がある場合は、当行は契約者に協力するものとします。
　　ア．総合振込
　　振込を指定できる預金口座は、普通預金、当座勘定および貯蓄預金とします。
（2）一括伝送サービスの依頼
　①一括伝送サービスにおける一日あたりの振込金額は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。ただし、これらの金額は当行の定める操作マニュアルに記載の金額の範囲内とします。また、1 回の依頼により当行が受付可能な件数は当行の定める操作マニュアルに記載の件数を上限とします。
　②依頼の方法
　　ア．データの作成
　　一括伝送サービスのログイン ID を有する利用者に対して表示される画面において、当行の定める操作マニュアルに記載の操作手順にもとづいて、必要項目を使用端末より入力してください。作成したデータは、承認権限がある利用者を指定のうえ承認依頼を行ってください。当行は承認依頼を受け付けますと、指定された利用者に対して電子メールにて通知します。
　　イ．依頼データの承認
　　承認依頼を受けた利用者は、確定したデータの内容を確認の上、当行の定める操作マニュアルに記載の受付時限までに承認操作を行ってください。当行は、受信した取引実行パスワードの一致を確認した場合には、受付結果を画面上に表示し、また電子メールにより通知しますので、必ずこれを確認してください。回線障害等により取扱いが中断した場合やこの通知が届かない場合には、直ちにお取引店に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
　　ウ．承認手続きが完了した場合には、当行は、正当な契約者からの依頼が完了したものとし、振込指定日に振込手続きを行います。
　　エ．第２条３.(2)②イ．によるデータ承認後は、依頼データの取消・変更はできません。
　③契約者は、振込指定日の前営業日までに振込代り金および振込手数料を支払口座に入金することとします。当行は、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、支払指定口座から自動的に引落します。（振込手数料については、第１条４.(1)ただし書きの方法により支払うものを除きます。)また、領収書等は発行しないものとします。
　④前項に定める引落しができなかった場合（支払指定口座の解約、差し押さえ等やむをえない事情により当行が支払を不適当と認めた場合も含みます。)、依頼内容は取消されたものとして取り扱います。
　⑤振込依頼内容の変更・組戻
　　第２条２.(6)に準じます。
　⑥取引内容の確認
　　ア．一括伝送サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨をお取引店に連絡してください。
　　イ．契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。
４．明細照会（日付範囲指定）
（1）明細照会（日付範囲指定）の内容
　明細照会（日付範囲指定）とは、入出金明細または振込入金明細のいずれかを、日付範囲を指定して照会できるサービスです。
　また、お客さまの設定により、あらかじめ指定された照会対象預金口座に入出金または振込入金があったことを、契約者の指定する電子メールアドレス宛に電子メールにてお知らせすることも可能なサービスです。
　契約者が使用端末にて届出ることにより、電子メールに取引内容の明細（PDF ファイル）を添付することもできます。
（2）電子メールアドレス等の登録
　前項の電子メールによるお知らせの利用にあたっては、使用する電子メールアドレス、電子メールへの取引明細（PDF ファイル）の添付有無、取引明細（PDF ファイル）のパスワード等を、使用端末の操作により登録ください。
（3）明細内容の確認
　明細照会（日付範囲指定）の内容は、当日含め過去 400 日間、使用端末により照会することができます。
　照会する場合、当行の定める操作マニュアルに記載の操作手順にもとづいて、必要事項を使用端末より入力してください。
（4）契約者は、前記(2)にて登録した電子メールアドレス、パスワード類を契約者自身の責任において厳重に管理するものとします。明細照会（日付範囲指定）にて利用している電子メールアドレスの解約･変更、明細照会（日付範囲指定）の利用権限の喪失等あった場合には、速やかに電子メールアドレスの削除、変更等を行うものとします。この削除、変更等が行われるまでに何らかの事故があった場合、そのために生じた損害については、当行は当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。
（5）当行がすでに通知した内容について、振込依頼人から訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、その内容を変更しまたは取消します。そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
第３条　ワンタイムパスワードの利用
１．ワンタイムパスワード
　ワンタイムパスワードとは、当行がお客さまに貸与するカメラ付きハードトークン（以下、「トークン」といいます。）に表示され、都度生成するパスワードをいいます。
２．ワンタイムパスワードの利用
（1）ワンタイムパスワードの利用対象者は、本サービスの契約者のうち、当行に対してワンタイムパスワードを利用しない旨の意思表示を行っていないすべての契約者とします。
（2）トークンの追加発行、紛失・破損による再発行、初期化、一時停止の解除および利用再開については、マスターユーザまたは管理者ユーザが本サービスのトークン関連申込機能により申込を行ってください。当行は第 1 条 3.(5)の方法により本人確認情報の一致を確認した場合には、当該利用申込を契約者本人からの正当な依頼とみなして受け付けます。
（3）トークンの再発行（故障による交換）、初期化、一時停止、解約、失効、破棄およびワンタイムパスワードのロック解除は、「みずほビジネス WEB」カメラ付きハードトークン関連申込書（兼手数料口座振替依頼書）により行うものとし、当行は申込書に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合には、当該利用申込を契約者本人からの正当な依頼とみなして受け付けます。
（4）当行は、トークンの追加発行申込を受けけ、申込に応諾したときは、お届けの住所にトークンを発送します。トークンを受領した契約者がワンタイムパスワードを利用するためには、ワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。
（5）ワンタイムパスワードの利用が可能となった時点以降は、インターネットバンキングにおける、振込振替（都度指定方式）、総合振込および給与/賞与振込のデータ作成時、ユーザ管理業務利用時ならびにログイン時（契約者の使用端末がスマートフォンまたはタブレットである場合および認証方法として第 1 条 3.(1) ①ID･パスワード＋ワンタイムパスワード方式を届け出た場合）に、ワンタイムパスワードの入力が必要となります。
３．手数料
（1）トークンの紛失･破損による再発行および登録ユーザ数以上のトークンの追加発行にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。ただし、当行は当該手数料その他のワンタイムパスワード利用にかかる手数料を、当行の都合で変更または新設することがあります。
（2）(1)の規定にかかわらず、通常の利用方法に従った利用から生じたトークンの故障を理由とする再発行については、当行の判断により、再発行手数料を無償とする場合があります。ただし、誤用、乱用、事故、災害、改造、無許可の修理やインストール、極端な高温、低温、高湿度下での保管、その他通常の利用方法を逸脱した利用を行った場合は、無償での再発行の対象となりません。
（3）(1)の手数料は、当行所定の日に、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく、手数料引落口座より自動的にお引落しいたします。また、領収書等は発行しないものとします。
（4）お申込成立後は、取消・解約のお申し出があっても手数料は返却できません。
４．トークンの再発行
（1）トークンの紛失･破損または故障によりトークンの再発行を希望するときは、それぞれ本条 2.(2)または(3)に従ってトークンの再発行の申込を行ってください。当行が、本条 2.(2)または(3)に従って当該再発行申込を契約者本人からの正当な依頼とみなして受け付け、この申込に応諾した場合は、お届けの住所に新しいトークン（以下、「新トークン」といいます。）を発送します。
（2）(1)により新トークンを受領した契約者が新トークンによるワンタイムパスワードを利用するためには、新トークンでのワンタイムパスワード利用登録を行うことが必要です。
（3）紛失等の際のトークンの破棄または新トークンにかかるワンタイムパスワード利用登録の後は、インターネットバンキングにおいて旧トークンにかかるワンタイムパスワードを使用することはできません。利用できなくなったトークンは、当行に返却するかお客さま自身で廃棄してください。
５．解約
（1）本条に基づくワンタイムパスワードの利用（以下、「本利用」といいます。）を解約する場合、「みずほビジネス WEB」カメラ付きハードトークン関連申込書（兼手数料口座振替依頼書）によりお届けください。
（2）前項に基づき本利用が解約された場合は、本条 2.(5)に定める各種業務の利用時にワンタイムパスワードの入力が不要となります。ただし、不正送金被害の補償対象外となります。
（3）本サービスの契約が解約された場合は、本利用も自動的に解約されます。
（4）本サービスを解約するときまたは本利用を解約するときには、トークンを当行に返却するかお客さま自身で廃棄してください。
６．免責事項
（1）トークンおよびワンタイムパスワードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入れ、貸与、または開示することができません。トークンおよびワンタイムパスワードの管理において契約者の責めに帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
（2）当行が、契約者が入力したワンタイムパスワードが、当行に登録されている各情報と一致して、ワンタイムパスワード利用登録や、振込またはユーザ管理業務の利用を受け付けたうえは、ワンタイムパスワードにつき不正使用その他の事故があっても当行は当該利用登録または利用を有効なものとして取り扱い、またそれにより生じた損害について一切の責任を負いません。
（3）本条 2.(4)、または本条 4.(1)に基づき当行がトークンをお届けの住所あてに発送したことにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。また、当行がトークンをお届けの住所あてに発送した後、住所不明等当行の責めによらない事由により当行にトークンが返戻された場合は、一定期間後に廃棄させていただきます。それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
（4）当行または通信業者やシステム会社等が相当の安全対策を構築したにもかかわらず生じたコンピュータ等の障害、トークンの故障、電池切れ等の事由でワンタイムパスワードが表示できなかったことにより、お取引の取り扱いが遅延または不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
（5）本条 2.(2)または(3)に従って受け付けた申込に関して契約者に生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
第４条　届出事項の変更
１．暗証番号、印章、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面を提出する、または申込フォームへの入力とともに「電子印影アプリ」により届出印の印影を提出することによって、当行に届出てください。
２．前項の届出の前に生じた損害については、当行は責を負いません。
３．本条 1 .による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
第５条　免責事項
１．次の各号の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
　(1)災害･事変･裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
　(2)当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を構築したにもかかわらず、通信機械およびコンピュータ等の障害が生じたとき
　(3)当行の責によらず、回線障害、電話の不通、通信業者のシステム障害等が生じたとき
　(4)当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
２．当行が本人確認情報の一致を確認して取扱いましたうえは、本人確認情報につき不正使用･盗用および通信電文の改ざん･盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は、当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。
３．当行は、ブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、何らの保証をするものではありません。
４．契約者が提出した書面等に使用された印影または申込フォームへの入力とともに「電子印影アプリ」によりオンラインで提出された届出印の印影を当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
第６条　解約等
１．本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合で解約する場合は、「EB サービス解約申込書」により当行に通知するものとします。
２．当行が解約の通知を届出の住所へ発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
３．申込口座、手数料引落口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
４．契約者に次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約できるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信したときに本利用契約は解約されたものとします。
　(1)支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
　(2)契約者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申立てがあった場合
　(3)手形交換所の取引停止処分を受けた場合
　(4)前 3 号のほか、契約者の信用情報に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
　(5)解散その他営業活動を休止した場合
　(6)第 1 条 4.に定める手数料等の本利用契約に係る債務を 2 ヶ月連続して支払わなかった場合
　(7)本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載・入力の懈怠があった場合または記載・入力内容に虚偽の内容があることが判明、またはそのおそれがあると当行が判断した場合
　(8)契約者が不正な取引を行った、またはそのおそれがあると当行が判断した場合
　(9)規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合
　(10)一括伝送サービスにおいて、当行所定の振替日の前日までに振込代り金および振込手数料または納付金および所定の手数料を支払指定口座に入金しなかった場合
　(11)電子メールアドレスを保有しなくなった場合
　(12)1 年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
　(13)契約者が存在しないことが明らかになった場合、または契約者の意思によらずに本サービスの申込がおこなわれたことが明らかになった場合
　(14)当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって契約者について確認した事項および第 1 条第 2 項(2)に定める契約者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
　(15)本サービスがマネー･ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
　(16)上記(13)から(15)までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
　(17)前項に定める取引等の制限が 1 年以上に渡って解除されない場合
５．解約の場合、未払手数料は、解約と同時もしくは当行所定の日に引き落とします。
６．当行は、事前に契約者に通知することなくサービスを休止することができます。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
７．この契約が解約等により終了した場合には、その時までに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
第７条　反社会的勢力の排除
　契約者は、次の(1)の各号いずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為を、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより契約者に損害が生じた場合でも当行は契約者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。
（1）契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
　①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
　②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
　③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
　④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
　⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
（2）契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

第 8 条　サービスの廃止
当行は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスを停止、または廃止することができます。この場合、契約者は当行に対し一切の異議を申し立てないこととします。

第 9 条　準拠法と管轄
本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 10 条　規定の準用
この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定、総合口座取引規定、当座勘定貸越約定書、カードローン契約書および振込規定により取扱います。

第 11 条　規定の変更等
民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

第 12 条　海外からの利用について
契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引にかかる行為を行った場合であっても、当行はそれらの行為はすべて日本国内で行なわれたものとみなします。また、契約者が日本国外において本契約に基づく諸取引を行ったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 13 条　顧客情報の取り扱い
本サービスの利用に関し、当行はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当行の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当行は、法令、裁判手続その他法的手続または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

第 14 条　当行が不適当と判断した場合には、本サービス利用のご希望にそえない事がございますのでご了承ください。

以上

（当行が契約している指定紛争解決機関　一般社団法人全国銀行協会　連絡先　全国銀行協会相談室　電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772）

（2025 年 2 月 10 日現在）